決議書及び要望書

令和6年9月宫城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、 ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る8月29日に宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を全員一致により要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配 を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 気仙沼市長 菅原 茂

宮城県市長会 要望事項・提出先(令和6年秋)

_	WALLEY SETS ICE			- 1-	<u> </u>		, T		1					1	1		1	
igg	提出先要望事項	頁	総務大臣	法務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	原子力経済被害担:経済産業大臣	国土交通大臣	防衛大臣	デジタル行財政改革担 デジタ ル大臣	復興大臣	国土強靭化担当 (防災、海洋政策) 内閣府特命担当大臣	男女共同参画) の という の 関 府 特 命 担 当 大 臣	感染症危機管理担当 (経済財政政策)	経済安全保障担当 (知的財産職略、科学技術政中 (知的財産職略、科学技術政	地方創生) 地方創生) で食品安へ (関 府 特 命 担 当・
\			<u> </u>					Ь—	当			当					策	
	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	決											0					
	大手半導体製造企業の進出に伴う支援について	議	0		0	0			0	0								
	公共事業関係費の確実な確保について	1			0					0				0				
	地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の 創設について	3	0															
	松島基地周辺対策の促進について	4									0							
	災害時の自主防災組織の補償の整備について	5	0											0				
	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の期間延長について	6	0															0
	国が委嘱する職の人財確保に向けた支援について	7	0	0														
	水産・水産加工業における人手不足解消について	8		0				0										
	公共施設等適正管理推進事業債について	9	0		0													
	戸籍法の一部改正に伴う振り仮名の通知に係る対応について	10	0	0	0													
	地域医療の充実について	11	0		0		0											
	介護保険制度の充実について	14			Ť		0											
	所 腰 休 候 前 及 の 元 実 に えい に	15		-	0	\vdash	0								0			
				-	0	<u> </u>	0								0			
	帯状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について	16				 												
	医療的ケア児の支援の拡充について	17			_	<u> </u>	0								0			
	幼児教育・保育の無償化の拡充について	18			0		0								0			
	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の改善・充実について	19			0		0											
	国民健康保険の財政支援措置強化について	20			0		0	<u> </u>										
	加齢性難聴者に対する支援について	21			0		0											
国	新型コロナウイルス感染症対策について	22	0		0		0									0		
	GIGAスクール構想実現に係る各種支援について	24			0	0						0			0			
^	学校施設の整備に係る財源の確保について	25			0	0									0			
o	特別支援教育の充実について	26	ĺ			0									0			
0)	学校給食費の無償化について	27			0	0									0			
要	学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について	28				0									0			
	教員不足対策のための特別免許状制度の改善について	29				0												
望	学校再編・統合に伴う通学負担への支援について	30			0	0												
	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支 援について	31			0			0										
	国際リニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取り組	34			0	0											0	
	みについて 航空機燃料譲与税の交付額の拡充について	35			0					0								
	大雨等により被災した農業者の経営安定化のための新たな	36			0			0										
	保険制度の創設について 被災地復興における教育旅行の推進について	37			0	0		Ť		0				0				
	物価高騰対策について	38	0		0			0	0	0				<u> </u>				
	物画両腐対象について 県内基幹交通網の整備について	40			\vdash	\vdash				0				0				
	県内奉軒交通制の登場について みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	40		-	0	\vdash				0				0				
				_		 												
	県央地域の交通網の整備について	43		-	<u> </u>	<u> </u>				0				0				
	県南地域の交通網の整備について	44			<u> </u>	<u> </u>				0				0				
	宮城県横断自動車道の整備促進について	45		-	<u> </u>	<u> </u>				0				0				
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	46		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				0				0				
	水道事業に対する財政支援の拡充等について	47	<u> </u>	<u> </u>	0	<u> </u>	0	<u> </u>										
	流域治水事業等の推進について	48		<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		0				0				
	津波浸水想定の対策について	49		<u> </u>	0	<u> </u>		<u> </u>		0				0				
	雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について	50		<u> </u>	0	<u> </u>				0				0				
	生活基盤施設耐震化等交付金にかかる補助制度の拡充等に ついて	51			0		0											
	ローカル線の利用促進に向けた支援について	52								0								
	防災・減災、国土強靭化のための対策に必要な財源の確実な	53			0					0				0				
	措置及び下水道施設の改築への国庫負担の継続について																	

決 議 書

宮城県市長会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 13 年半が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間(平成 23 年度~27 年度)」、「第1期復興・創生期間(平成 28 年度~令和2年度)」の 10 年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、令和3年3月9日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和3年度~7年度の5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれること のない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うこと。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災による PTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、被災した全ての子どもが義務教育を終える令和7年度までは全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性に差があるなど、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道(汚水)マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を

推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業 や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれ る地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致につい て、国が主体となって特段の措置を講じること。
- (4) 東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構からの債権買戻し期限を 迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業再生 支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための 融資に応じるよう、国から要請すること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新増設の強力なインセンティブになっており、移転元地の利活用や雇用創出など、真に復興を成し遂げるために不可欠であることから、令和7年度以降も継続または津波被災地に特化した企業立地を促進する類似制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで延長するなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。
 - 8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、 県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。 また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとと もに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観 光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島 県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域 からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか 1 年間とした 対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策(駆除、防除及び処分等)を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能

な減容化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

(6) ALPS処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

大手半導体製造企業の進出に伴う支援について

世界的に半導体市場が拡大している中において、令和5年7月5日、台湾の力晶積成電子製造(PSMC)とSBIホールディングスが、日本国内での半導体工場設立に向けた準備会社(JSMC)の設立を発表した。その後、10月31日に大衡村の「第二仙台北部中核工業団地」へ工場建設を決定し、11月14日にはJSMCと宮城県、大衡村の3者にて新工場の立地に向けた協定が結ばれ、令和6年後半には新工場の着工が予定されている。

令和4年に台湾の世界的大手半導体製造企業である台湾積体電路製造(TSMC)が進出決定を発表した熊本県菊陽町周辺市町村において、現在、半導体関連企業およびサプライヤーとなる企業の集積が進んでいる。企業進出により、雇用の創出や経済波及効果など、地域経済の好循環の拡大が期待されるが、一方で産業用地の不足、環境保全、地場企業支援、多文化共生、住環境対策、交通インフラの整備等が課題となっている。

このたびのPSMCの大衡村進出決定は、県内市町村への影響も大きく、TSMCと同様の課題への対策が必要となることが想定される。 よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 今後 J S M C の従業員や取引企業の交通量増加が見込まれる仙台北部中核工業団 地へのアクセスを向上するため、現在計画している県内幹線交通網の整備を促進 すること。

また、東北全体が日本経済の安全保障の一翼を担い、半導体企業の進出効果を最大限発揮するため、東北地域の高規格道路格子状ネットワーク強化に資する、みちのくウエストライン「石巻新庄道路・新庄酒田道路」の早期実現を図ること。加えてJSMC新工場及び関連産業の集積に伴い、生産設備の輸送や原材料、国内外への製品出荷などが想定されるため、宮城県北部に位置する東北で唯一の国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」と仙台北部中核工業団地を結ぶ幹線交通網の整備を行い、物流及び人流の円滑化となる道路ネットワーク構築の推進を図ること。

- 2 関連産業等の受け皿となる事業用地の確保策について、特段の支援を行うこと。
- 3 海外等からの従業員及び家族の移住・定住に係る各種手続きの円滑化を図るため、上陸許可時に在留カードを交付する空港に仙台空港を追加すること。
- 4 海外等からの従業員及び家族の移住・定住に関し、日本語教育に関する支援を 実施し、生活の場面における安心感の醸成や、日本人との交流を通じた多文化共 生のための施策に支援を行うこと。また、日本語指導を必要とする児童生徒に対 応するための公立学校等における教職員の配置増(加配)、語学支援員等の配置 及び一定程度の日本語能力を集中して習得するための教室改修費用や教材等の教 育環境整備に対する、支援制度の創設及び財政支援措置を講じること。
- 5 新規立地企業のみならず、設備保全人材の確保等、地場企業の人材確保支援及 び新たな人材育成体制整備にも配慮した支援を行うこと。

要望書

宮城県市長会

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市において様々に対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは5兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、県内においては、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和4年7月15日からの大雨により短期間のうちに再び決壊している自治体もあることから、原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 国土強靭化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業 関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の7~8兆円規模にまで回復させ、長 期的・安定的に確保すること。
- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策としての使途を限定しない補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速 に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費 用について予算を拡充すること。また、点検に係る費用について、市町村の負担 軽減を図ること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業及び緊急防災・減災事業を継続し、 対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図るとともに、本制度の恒久化につ

いても検討を進めること。

- 6 越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力 な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧に とどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。
- 7 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。
- 8 予算概算決定等を公表する際に自治体への予算配分の目安を公表すること。
- 9 第2期復興・創生期間終了後も長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保すること。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進を図るとともに、対策期間完了後も継続的に取り組むため、国土強靱化実施中期計画を令和6年の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算を通常予算とは別枠で確保すること。
- 10 流域治水の推進にあたって、河川整備計画を着実に推進するとともに、堤防決 壊による大規模な浸水被害が発生しても被害を軽減し、迅速に復旧するため、生 活や生業の再建に係る財政措置等の支援制度の柔軟な運用・拡充を図ること。ま た、流域治水の思想に即した、省庁の垣根を超えた交付金制度・事業補助制度を 新たに創設すること。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設(共聴組合)に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にあるほか、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、近年、津波浸水地域や土砂災害対象区域が拡大されているなか、災害情報の安定した受信環境整備を行う必要があるにもかかわらず、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあっては、毎月自己負担が発生しており、災害情報を含めた生活情報の平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用に ついて、補助制度を創設すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、地上デジタルテレビ 放送の視聴を光回線で利用している世帯に対する補助制度を創設すること。

松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、F-2戦闘機パイロットの実戦部隊配置前の最終訓練を担う第 21 飛行隊が所属しており、同機の飛行訓練については日夜基地所在市上空を飛行しているため、航空機騒音により住民の日常生活に支障を来しているほか、土地利活用が制限されるなど基地所在市の市勢発展にも大きな影響を及ぼしている。

また、戦技研究及び航空自衛隊の広報を担う第11飛行隊によるT-4ブルーインパルス機が市街地上空でアクロバット飛行を行っていることから、住民も飛行機事故による不安を感じている。

加えて、航空自衛隊三沢基地に配備されている無人偵察機グローバルホークが、 松島基地を代替飛行場として着陸訓練を実施したほか、令和6年6月7日から 18 日 にかけては、米国主催多国間演習「ヴァリアント・シールド 2024」として、米軍が 初めて松島基地を拠点にF-16 戦闘機の展開訓練を実施するなど、松島基地を取り 巻く環境は大きく変化しており、市民は騒音や安全対策に一層の不安を感じている。 そのような中にあっても、国際情勢を鑑みれば訓練は必要であり、松島基地が我が国 の防御の要を担うためには、基地の安定的な使用が不可欠であり、その任務遂行には 住民の理解と協力が必要である。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるにあたり、特に建物改築において実勢価格を踏まえた補助基準額の増額及び補助率の引上げを実施するとともに、昨今の社会情勢の変化・要望等に対応できる対象用途等を拡大すること(放課後児童クラブ等)。また、建築年数が古くエアコン未設置の学習等供用施設などでは、昨今の猛暑により特に高齢者や児童生徒の施設利用が困難となる事象も発生したことから、通常の民生安定事業における改修工事とは別枠の緊急的な措置としてエアコンのみの施工を可能とするなどの柔軟な対応を検討すること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地所在市中心部の南側部分の 大半が基地として使用され、市街地拡大による住宅地開発が進まないなど土地利 用における制限がかけられていることや、市街地上空での低空飛行による危険度 の高いブルーインパルス訓練が実施されているなどの特殊性を考慮し、同交付金 の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つことから、一部非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。

災害時の自主防災組織の補償の整備について

災害時において、自主防災組織の構成員が避難支援活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になっても、多くの避難支援活動が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金からの損害補償の補填を受けられない状況に置かれている。

災害対策基本法第84条の規定では、市町村長又は警察官等の命令により、応急措置の業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、その損害の補償をしなければならないことについて定められている。

しかし、認定機関である消防団員等公務災害補償等共済基金によれば、災害対策 基本法第84条に規定する応急措置従事者の要件として、「その現場での市町村長 等からの指示であって、事前に約束されたものではない」との見解が示されている。 このため、自主防災組織の構成員の避難支援活動は、従事要請のない任意の活動が 中心になることから、消防団員等公務災害補償等共済基金の対象とならないことに なる。

災害対策基本法第5条において、市町村の責務として、地域並びに住民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、そ の責務を遂行するにあたり、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならない とされており、市町村は、全地域に自主防災組織の設立を働きかけてきている。

昨今の自然災害の発生が頻発している状況に鑑み、今後、大きな災害が発生した場合に、多くの避難支援者が安心して活動できる環境を整備し、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、国においては、自主防災組織が事前に市町村に活動員名簿を提出した場合等、公的な損害補償が適用になる制度への見直しを行うよう要望する。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の期間延長について

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、地方公共団体が企画立案し国が認可した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った企業が、課税上の特例を受けることができる制度である。地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用して新たに地方創生に効果の高い事業を行うことが可能で、寄附を行った企業も法人住民税・法人税・法人事業税の税額控除が受けられ、寄附に係る損金算入措置による軽減効果と合わせて最大約9割の軽減を受けられる制度であるため、地方公共団体と寄附を行う企業の双方にメリットがあるが、制度は令和6年度で終了となる。

国は、令和4年 12 月、令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、併せて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、その期間を令和9年度までとした。

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならないこととされているため、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略の策定・改訂に努めている。

今後はより一層、現行の総合戦略から切れ目なく地方創生の取組を推進することが重要だが、地方公共団体が地方版総合戦略を実行するために有効な制度である企業版ふるさと納税の適用期間が令和6年度までとされている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間に合わせ、企業版ふるさと納税の 適用期間を令和9年度まで延長すること。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続 的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

水産・水産加工業における人手不足解消について

令和5年11月、国が設置している「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、現行の外国人技能実習生制度を廃止し、人材確保及び人材育成等を目的とした「育成就労制度」を設けることを柱とした最終報告書が法務大臣に提出され、令和6年6月14日、当該内容を盛り込んだ改正出入国管理法が参議院本会議で賛成多数で可決・成立したところである。

本県における外国人技能実習生は、基幹産業である水産・水産加工業の持続可能な発展を可能にするため、慢性的な人手不足の中での貴重な担い手であり、地域社会を共に支える人材として、今後これまで以上に必要な存在だと考えている。しかし、現行において、制度利用可能な業種が限定的であり、受入人数についても全国一律の設定で地域の実情が反映されていない。

また、実習生の受入事務にかかる作業の複雑化、研修費等のコスト増加も課題となっている。

よって、新制度移行にあたって下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 実習生を受け入れる職種に水揚げ作業を担う水産卸売業を加えること。
- 2 地域の実情に沿った受入人数枠を設定すること。
- 3 煩雑かつ複雑である受入に係る申請手続きを簡素化すること。
- 4 監理費や研修費等の受入に係るコスト増加に対する財政支援措置等制度を創設すること。

公共施設等適正管理推進事業債について

各自治体の公共施設は、建築から 40 年以上経過した施設が多数あり、老朽化による施設の更新時期を迎えるとともに、平成初期に建築された施設についても、大規模改修・更新時期を迎えているところである。そのような施設の今後の管理・更新を計画的に実施していくため、平成 29 年度に「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、令和2年度には「個別施設計画(長寿命化・再配置計画)」を施設の種別ごとに策定し、施設更新等を進めることとしている。

そのような中、国においても、地方自治体の施設再編・長寿命化に対する動きを 支援するため、「公共施設等適正管理推進事業債」を創設するとともに、令和3年度 には、当該地方債の内容拡充及び事業期間の延長が行われ、令和8年度までの措置と なった。

各自治体は計画に基づき、長寿命化や再配置・統廃合に向けて事業を推進しているが、各地区に設置している施設(小中学校、保育園、公民館)については、地区住民との調整に多くの時間を要すること、また、多くの施設を抱えているため、短いスパンでの施設の更新等が難しく、財政負担の平準化を図るためには、長期的なスパンで施設の更新等を検討しなくてはならないことから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 公共施設等適正管理推進事業債について、事業期間の延長または恒久的な財政措置を講じること。

戸籍法の一部改正に伴う振り仮名の通知に係る対応について

令和5年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年6月9日法律第48号)が公布されたことにより、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日以降、順次戸籍に氏名の振り仮名が記録されることとなる。これにより、令和7年5月には「戸籍に記録される振り仮名の通知書」を各市町村から郵送で各世帯に通知する予定である。

法務省の説明では、法務省提示様式で作成した「戸籍に記録される振り仮名の通知書」に係る印刷製本費、郵送料のみが補助対象とされており、独自様式の通知書を用いる場合に必要な掛かり増し費用、人件費、戸籍システムの業務の増加による機材増設費用、独自のコールセンター設置等の委託費用は補助対象外となっている。住民による振り仮名の届出方法について、①窓口への来庁、②対象者が各々様式をダウンロードし自己負担で郵送、③マイナポータルでの回答のみとなっており、高齢者や障がい者、各種施設などから、マイナポイント事業同様、国のコールセンターではなく、直接市町村窓口へ問い合わせが殺到する事態が懸念される。

また、DV 等支援措置対象者や高齢者、障がい者、各種施設などへの対応も市町村 判断とされており、このままでは市町村の事務負担はかなり重く、マイナポイント事 業同様に通常業務に支障が出るものと推測される。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 令和7年5月以降、1年間で実施する「振り仮名の通知に係る対応」について、 法改正に伴う本籍人口全員分に係る臨時的な業務であることや、法定受託事務で あること、市町村の負担が増大することに鑑み、市町村の実情に応じた必要な経 費(委託費用や人件費、賃借料など)に係る財政措置を早期に講じること。
- 2 DV 等支援措置対象者や高齢者、障がい者、各種施設などへの対応について、全 国一律の基準を示すこと。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自 治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担って おり、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しているものの、医業収入が大幅に減少している状況であり、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要しており、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)や六事業(救急医療、災害医療、感染症対策、へき地医療、周産期医療、小児医療)、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救 急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制 度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等 の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大き いものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを 図ること。
- 4 平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院 の経営安定化を図るため、 3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。
- 5 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、 産科医等の医師を確実に配置すること。

- 7 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。
- 8 地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること。併せて良質な 医療を提供するために医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確 保及び定着が図られるよう財源措置を講じること。
- 9 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の 是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の 入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急 に構築するなど、各種支援措置を講じること。

また、令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。

- 10 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 11 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。
- 12 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。
- 13 救命医療については、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によりその費用負担のあり方が決定しており、必ずしも公平な負担割合となっていない。当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
- 14 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対して交付税措置を講じること。
- 15 病床数の適正化(ダウンサイジング)を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。

- 16 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。
- 17 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが 困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、 設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の 支援体制を早急に講じること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていること に伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重 とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置 を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担 が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政支 援を行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保及び介護職員の処遇改善に向けて、より適切な水準の介護報酬を設定するとともに、利用者及び自治体の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財源措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財 政措置を講じること。
- 5 平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者をはじめとした保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・ 通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないよう、市 町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者 の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道 府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。宮城県内においては、9割以上の市町村で対象年齢を 18 歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、母子・父子家庭医療費助成制度及び心 身障害者医療費助成制度の対象となる 18 歳以上の者に係る基本交付額から地方単 独事業波及増額に係る減額措置を廃止するなど、国民健康保険の運営に係る財政 支援措置の充実を図ること。

帯状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について

予防接種は、予防接種法に定める定期接種と接種者の希望による任意接種に区分されており、費用負担や健康被害が起きた場合の救済制度のあり方などから、その接種率には大きな差が生じている。

その中で、帯状疱疹ワクチンは、平成28年3月から任意接種として自費での接種が可能となっているが、独自の費用助成制度を設けている自治体もあり、予防接種施策に地域間で差が生じている。

近年帯状疱疹の発症率は、50歳以上で増加し、80歳までに約3人に1人がかかると言われているが、ワクチン接種によって発症を予防する効果があるとしている。よって、帯状疱疹ワクチンの接種に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 ワクチンの有効性、安全性等に関するデータ等を開示しながら、自治体の財政 状況等によって接種の機会に差を生じさせることなく、国民が安心して等しく接 種することができるよう、早期の定期接種化に向け必要な措置を講じること。
- 2 定期接種に位置づけられるまでの間、市町村が独自に行う費用助成制度に対し、 財政支援を行うこと。

医療的ケア児の支援の拡充について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えること、地方公共団体は支援に係る施策の実施が責務であることが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいただいているところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等を所持していない方や重症心身障害児など、一人一人の状況が異なっていることから、多様な支援が求められている。

また、医療的ケア児が、既存の福祉サービスを利用しようとしても、サービスを行う事業所に看護師が配置されていなかったり、医療的ケア児の支援を行うことが地方公共団体の責務とされた保育所等や学校においても、看護職員配置を行う事業費に対する補助金の補助要件の適用のしづらさや施設により補助率に相違があること、登下校の送迎支援がないなどの課題があり、検討が必要な施策も多い。

支援体制構築には医療的ケア児を支える看護師等の確保が必要であり、奨学金制度の確立等の長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、様々な課題を抱える医療的ケア児の支援について柔軟かつ総合的な支援措置を講じるよう要望する。

- 1 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。
- 2 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 3 医療的ケア児の支援に当たる看護職員配置を行う事業費に対する補助要件の見直 しや、補助率、基準額の拡大等を実施すること。
- 4 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。

幼児教育・保育無償化の拡充について

国では、少子化と人口減少が一層進展する危機的状況の脱却に向けて「次元の異なる少子化対策」に取り組んでおり、令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」の基本方針のもと、少子化対策のための児童手当の拡充などを盛り込んだ「加速化プラン」に加え、こどもの貧困対策、こども・若者の自殺対策など、幅広い施策を盛り込んだ「こどもまんなか実行計画2024」が示されたところである。

こうした中、現行の幼児教育・保育の無償化では、0歳児から2歳児について対象が住民税非課税世帯に限定されており、出産・子育て応援給付金や児童手当の拡充等を考慮しても、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残ると考えられる。

また、一部の自治体では、対象外となる世帯や第2子以降の幼児教育・保育の無 償化といった独自支援を実施しており、保育環境に地域間格差が生じている。

併せて、3歳児から5歳児の保育所及び幼稚園の副食費についても、現在、国において学校給食費の無償化について検討しており、早期に実施していくべきである。よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 幼児教育・保育無償化事業を拡充し、0歳児から2歳児の保育所保育料及び3歳 児から5歳児の保育所及び幼稚園副食費について無償化すること。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の改善・充実について

ウクライナ紛争の長期化等による不安定な国際情勢や、世界的なインフレ・円安 の進行等により、エネルギー・食料品価格等の物価高が長期化し、特に影響を受ける 低所得世帯の生活が厳しい状況下において、セーフティネットである生活困窮者自立 支援制度及び生活保護制度の重要性が一段と高まっている。

生活困窮者・生活保護受給者が自立するためには、仕事や住まい、家計等多岐にわたった支援が必要であり、各自治体において、既存の支援事業に加えて様々な任意事業等を展開していくことが効果的である。しかしながら、生活困窮者自立支援事業の国庫負担について、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金は国庫負担率が4分の3となっているが、その他の任意事業については負担金への格上げや負担率に変更がない国庫補助事業とされ、補助率も事業により3分の2又は2分の1となっており、財政面で事業の継続性に不安があることが、各自治体で任意事業の実施を躊躇する要因となっている。

また、多様化する支援ニーズに対応するためには、自治体の円滑な事務執行に資するよう、一部制度の見直しも不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 生活困窮者自立支援制度の任意事業は、財政的事情等により自治体間で取組みに 差異が生じていることから、必須事業と併せた包括的な支援がされるよう、国庫 補助率を3分の2又は2分の1から4分の3に引き上げるとともに、国の責任に おいて継続して予算措置を行うこと。
- 2 収入認定基準の違いにより、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給要件に非該当となる一方で、生活保護に該当となる事例があることから、住居確保給付金が生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能するよう、収入要件や控除の見直しを行うこと。
- 3 生活保護法第 29 条に基づく調査において一部自治体が使用している市販の預貯 金照会システムは、照会可能な金融機関等が限られており、導入費用に対する効 果が低いことから、全国の金融機関等を網羅した全国共通の仕組みを構築するこ と。また、調査の際に発生する費用(照会手数料等)が、円滑な調査に支障をき たしていることから、調査費用について、財政措置を講じること。
- 4 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定において、精神障害者保健福祉手帳による認定の条件が複雑であり、障害者加算の誤認定を引き起こす要因となっていることから、国民年金証書による認定と同様に、条件によらず、精神障害者保健福祉手帳を障害者加算認定の根拠資料として使用できるよう改善すること。

国民健康保険の財政支援措置強化について

国民健康保険制度については、平成 30 年4月より都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、中心的な役割を担っている。 市町村においては、資格管理や保険給付等の事務のほか、都道府県が決定した事業 費納付金を納付し、医療給付費の交付を受けている。

しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化等に伴う医療費の増加により、 都道府県に納付する事業費納付金が増加する一方、その主たる財源である保険税収入 は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、及び被用者保険の適用拡大による被保 険者数の減少等に加え、経費高騰等の影響による所得の低下により減少傾向にあり、 財源の確保が困難な状況となっている。

国民健康保険には、被用者保険の事業者負担に当たるものがないため、国が国庫 負担を定めているが、昭和 59 年度以降、この国庫負担率が引き下げられ被保険者や 自治体に対する負担はますます重くなっている。また、平成 30 年度から国民健康保 険改革とあわせ、毎年 3,400 億円の財政支援の拡充が行われているが、安定した国民 健康保険事業運営には不十分な状況である。

国民健康保険は被用者保険に比べて低所得者や高齢者など、税の負担能力が低い被保険者の加入割合が高く、財源確保のための国保税率の引上げは避けられない状況にあり、相次ぐ公共料金の値上げや、物価高騰など厳しい経済事情の中、なお一層被保険者の生活を圧迫するものである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を抱える保険者への支援を強化すること。

加齢性難聴者に対する支援について

高齢者は加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により適切な「聞こえ」が得られず、円滑な意思疎通が困難となり、社会的孤立やうつ、認知症やフレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されているが、補聴器を着用することによる認知症等予防効果については医学的エビデンスが示されるまでには至っていない。

一部自治体においては、補聴器を着用することにより高齢者の社会参加をどの程度増進させる効果があるかを把握するための調査や、補聴器の適正使用に係る実態調査を実施しているところであるが、今後加齢性難聴に関する施策を実施するにあたっては、補聴器を着用することによる効果等をさらに検証しながら、進める必要がある。また、補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合や、難聴に関する理解不足から補聴器の適切な使用に繋がらない場合がある。よって、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 加齢性難聴に関する理解及び補聴器の適正使用等に関する状況を把握するととも に、補聴器を着用することによる認知症等予防効果を検証するため、必要な調査 等を実施すること。
- 2 調査等を踏まえ全国一律の基準による、補聴器購入費用助成制度を創設すること。
- 3 全国一律の基準による補聴器購入費用助成制度が創設されるまでの間、各自治体 が独自に加齢性難聴に関する幅広い支援施策を行うことができるよう、財政措置 を講じること。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことに伴い、それまでの各種政策・措置の見直しが行われ、令和6年度からワクチンの接種は定期接種として実施されることとなった。新型コロナウイルスの感染は当面継続すると見込まれ、国民や保健・医療の現場に混乱が生じないよう引き続き、継続的かつ総合的な対策が必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
- (1) 定期接種においては、インフルエンザワクチンにおける水準等も踏まえ、自己 負担額や地方負担額に最大限配慮した国費による財政支援を継続し、希望する 高齢者等が引き続き安心して接種できる仕組みを整えること。
- (2) 国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を行うとともに、国民の生命及び健康を守るため引き続き積極的に取り組むこと。
 - また、医療機関が接種を円滑に実施できるよう、ワクチンの確保と流通体制を早期に構築すること。
- (3) ワクチン接種の副反応等による健康被害が生じた際の救済を、速やかに行うこと。
- 2 医療資器材の確保等

安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や 人工呼吸器等の医療用資器材に不足が生じないよう、医療機関の求めに応じて必 要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な 価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

- 3 医療機関への財政支援等
- (1) 感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を 受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、 院内感染を防ぐために使用病床以外の病床も一部休止とせざるを得ず、大幅な減 収となってしまう。

よって、国は、減収分の補填のため、以下の点について引き続き地 域医療の実情に応じたさらなるきめ細やかな財政措置を講じること。

- ①診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。
- ②新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるにあたり、一般病床・療養病床を問わず、継続して病床を整備した時点に遡及して 財源措置を行うこと。
- ③診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。
- (2) 地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 介護が必要な高齢者を受け入れた場合、防護具を着用した状態で日常生活の介助を行う必要があり、看護師の負担は非常に大きいものがある。
 - よって、ADL(日常生活動作)区分に基づく診療報酬上の評価を新たに措置

するなど必要な財政措置を講じること。

4 インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療機関の逼迫を防止するために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。

よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

GIGAスクール構想実現に係る各種支援について

令和元年度に文部科学省において「GIGAスクール構想」が打ち出され、令和5年度までに達成するとしていた端末整備のスケジュールが 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当初予定から大幅に前倒しされ、令和2年度以降に児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワーク環境の整備が行われたが、令和2年度にいち早く整備した自治体においては、耐用年数が概ね5年とされる学習端末の更新時期を間もなく迎える。

当初、環境整備に係る補助制度は当初の整備に限るものとなっており、機器更新については示されていなかったが、ようやく国の令和5年度補正予算において、今後の学習端末更新費用について都道府県に基金を造成し市区町村に補助金を交付するスキームが示された。

しかしながら、補助の基準となる単価が物価高による昨今の実勢に見合っておらず、更新に係る自治体の財政負担が非常に大きい。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 学習端末の補助基準単価については、物価高の影響を考慮し、実勢に見合った 補助単価に改めること。

学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは 困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定における工事費が実勢の建築工 事費用と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直 しを図ること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置(地方交付税)による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

さらに、加えて特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段 の措置を講じるよう要望する。

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を 検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を 図ること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」(いわゆる、学校給食費)については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地域に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため下記について要望する。

- 1 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講ずること。
- 2 自治体間で格差が生じることがないよう、全国一律に学校給食費の完全無償化 を実施すること。
- 3 学校給食費無償化の方策が実施されるまでの間は、無償化を実施する地方自治体への財政支援を講じること。

学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について

スポーツ庁及び文化庁では、部活動の地域移行に関する検討会の提言を踏まえ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。その中で、令和5年度から7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保していくという 方針が示された。

国では、「改革推進期間」2年目である令和6年度は、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」事業として、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業、中学校における部活動指導員の配置支援、地域における新たなスポーツ環境の構築等を推進することとしている。

子どものスポーツ・文化芸術活動等の幅広い活動機会の場として、自治体が新たに地域クラブを整備し、持続可能な運営体制を構築していくためには、関係者との連絡調整・指導助言等を行うコーディネーターの配置、指導者の質の保障、活動場所の確保等に加え、保護者等の負担(会費や会場までの送迎)軽減が必要となる。

国においては、令和8年度以降「地域クラブ活動の充実」を図るべく、ガイドラインの見直しや更なる支援方策の検討を行うとされているが、各自治体に対しては、地域クラブ活動を持続的に実施できる環境整備並びに財政的な支援が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 地域クラブ活動を継続するために必要となる経費(コーディネーター配置に係る 費用、指導者報酬、保険加入料、会場となる施設の利用料、移動に係る費用等) について、「改革推進期間」以降も支援制度を継続すること。

教員不足対策のための特別免許状制度の改善について

教員の不足は全国的に大きな問題となっており、その状況は年々深刻の度合いを 増している。教員の不足により、学校運営・教育活動に対して様々な影響が出てお り、教育力の低下も危惧される。

教員不足に対応するため、国は教員の働き方改革、教科担任制の導入、多様な人材の活用など、様々な施策を講じており、実際に教員の任用を行う県においても、教員の魅力発信など、人材確保のために動いているが、教員不足の解消は一朝一夕では難しいと考える。

教育職員免許法では、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れるための特別免許状制度を規定している。

この制度は、教員免許を持っていない者であっても、県教育委員会が行う教育職員検定に合格した場合は教員として任用できる制度であり、平成 10 年の制度改正によって担当できる教科が小学校、中学校、高等学校の全教科に拡大されている。教員不足対策にも有効な制度であり、文部科学省も同制度の活用を都道府県に要請している。

しかしながら、この制度の運用状況を見ると、特別免許状による教員の任用は県立の高等学校に偏っており、また、担当教科も英語に偏っているなど、市町村立の小学校、中学校においては活用が不十分であることから、制度の運用、さらには、制度自体の改善が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 国は、特区における市町村教育委員会が特別免許状を授与することを可能とする 規制の特例措置により特区の認定を受けた市区町村の教育委員会に特別免許状に よる教員の任用を認めているが、市区町村教育委員会による任用を特区以外の市 区町村教育委員会にも認めるなど、市区町村が主体的に、柔軟に活用しやすいも のとなるように、制度の改善を検討すること。

学校再編・統合に伴う通学負担への支援について

近年の少子化に伴い、児童生徒が減少する状況が続いていることから、教育環境の充実を図るため、小・中学校の再編・統合を進める必要性が高まっている。

教育環境改善の一施策である学校再編・統合を進めるにあたっては、児童・生徒の通学手段の確保が重要課題の一つとなっており、統合学区の児童・生徒及び保護者に通学への支障や過度な負担が生じないよう、地域の実態に応じて、スクールバスの運行や路線バス利用者への補助など、様々な対応が行われている。

国においては、スクールバスの経費に対する補助制度を設けているものの、対象期間が統合後5年以内とされていることや、国が定める通学距離の基準である「小学校ではおおむね4km 以内、中学校ではおおむね6km 以内」を越えない場合は補助対象とならないなどの制約があり、加速する少子化による学校再編・統合の増加が見込まれる現状に鑑み、スクールバス等に対する財政負担の増加が懸念されている。

少子化が進む地方において、平等・公平な教育環境を確保し、活力ある学校・地域づくりを進めるためにも、小中学校の再編・統合に伴いスクールバス等による通学を余儀なくされ通学の負担が増大する児童・生徒の修学環境を保障するとともに、保護者の負担軽減を図っていくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 自治体で取り組むスクールバス等の通学支援について、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう制度の改善・充実を図るとともに、恒久的な財政支援を図る こと。 宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米(輸出用米)や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国は、水田経営において重要な役割を果たす水田活用の直接支払交付金について、交付要件の見直しを行っている。

国が運用を開始した主な見直し内容は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、令和4年度以降の5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象としないことや、多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う場合は、戦略作物助成の単価を減額するものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田に水を張ることは困難な場合も多いことから、県内の農業者に戸惑いと不安が広がっている。

少子高齢化に伴う人口減少等を背景に、主食用米の需要拡大が見通しにくい状況にある中で、見直しされた交付要件が継続的に運用されることになれば、コスト削減に努力したとしても農業経営を持続させることが大きな課題となり、生産意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大につながるものと危惧しているところである。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、 過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な 事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源を確保すること。
- 2 「5年の水張り要件」について、水稲作付けによるもののほか、湛水管理を1カ 月以上実施し、かつ連作障害による収量低下が発生していないことをもって、水 稲作付けが行われたものとみなす旨の要件緩和策を新たに追加したが、排水対策 を行った水田に湛水機能を復活させ水を張ることは、大豆、飼料作物及び露地野 菜を中心とした転作作物の大幅な生産減少や適期作業の遅れによる収量・品質の

低下を招く恐れがあり、農家の経済的負担も大きくなることから、5年間で一度 も水張りが行われない農地を交付対象水田から除外するという見直し要件は撤回 すること。

また、現支援内容では農地の賃貸借料も支払えない状況であり、輸入に頼らない 国産飼料の生産拡大に必要な多年生牧草への支援のあり方を再度構築すること。 食料自給率向上に貢献している自治体やJAとの意見交換を行い、現場の状況を 把握した上で政策を検討し、内容全体を再考すること。

- 3 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を35,000円/10 a から10,000円/10 a に減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。
- 4 産地交付金事業について、生産の目安の確実な達成に向け、実効性のある作付転換を図るために、地域における特色ある取組への産地交付金の増額を講ずるとともに迅速な事務手続きを講ずること。また、その他、経営所得安定対策交付金などの交付金における事務手続きについて、簡素化すること。
- 5 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化 への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援 終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑 地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動 に取り組める継続的な支援措置を速やかに講じること。
- 6 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。
- 7 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組み については、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産 地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制 整備の推進を図っていくこと。

併せて、少子高齢化に伴う主食用米需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。

8 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米(輸出用米)、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。

また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。

9 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。

- 10 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯 給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
- 11 国の制度である「収入減少影響緩和交付金(ナラシ交付金)」について、概算 での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により 支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- 12 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金(ナラシ交付金)や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
- 13 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業に対する予算を継続して確保すること。
- 14 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉(ジビエ)の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援,また関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

国際リニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー(ILC)の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造 立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本 再興にも大きく寄与するものである。

令和3年7月に文部科学省は、「国際リニアコライダー(ILC)に関する有識者会議」を再開し、令和4年2月に、そのまとめとして「ILC準備研究所段階への移行を支持できる状況にはなく、時期尚早」とする一方、「次世代加速器の開発に向け重要な技術課題等を関係国研究機関が適切に役割分担し、段階的に研究開発を展開すること」等を示した。

これを受けて、コロナ禍もあり、我が国をはじめ、政府間の国際的議論が停滞する中、政治主導のILC実現を目指す「リニアコライダー(先端線型加速器)国際研究所建設推進議員連盟」の塩谷立会長が中心となり、同議員連盟、文部科学省、研究者コミュニティ(高エネルギー加速器研究機構(KEK)、ILCジャパン)、産業界(先端加速器科学技術推進協議会(AAA))、地域(東北ILC推進協議会)による5者会議が開かれ、その会議での議論を踏まえ、同議員連盟では、研究者コミュニティによる実験装置の技術開発や国際的議論を促進する活動を支援することを決議し、文部科学省等関係省庁に要望している。

また、令和5年2月にILC建設候補地の自治体、経済団体などの関係団体により設立された「ILC実現建設地域期成同盟会」においても、研究者コミュニティの活動支援を前提とするILC実現に向けた要望活動を行うことを決議し、同年3月及び11月に国等への要望を実施したところである。

さらに、同年10月に世界21の国立研究所等により、ILC準備研究所の前段となるILC実験装置の技術開発を行う新組織「ILCテクノロジーネットワーク」が立ち上げられ、加速器技術の重点事項の開発が進められている。

このことから、国際プロジェクトであるILC計画を主導する立場として、時機を逸することなく、各国との資金分担や研究参加に関する国際調整など、国際的な議論を積極的に推進し、確実な実現を図るよう次の事項について要望する。

- 1 ILC計画は、国際協力が不可欠であるため、活動を推進する研究者と緊密に 連携を図ること。
- 2 ILC計画推進につながる次世代加速器の技術開発を適切な国際協力の下で着 実に推進すること。
- 3 ILC計画の推進に資するため、引き続き先端的な加速器技術開発に関する予算を確実に確保すること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年7月に民活空港運営法が施行され、民間の資金や経営能力を活用し、効率と収益性を高め、就航路線の拡大、さらには東北全域の活性化を図ることを目的に、平成 28 年7月に仙台空港の民営化が実現した。新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことによる需要回復などを背景に乗降客数は増加基調にある。仙台国際空港株式会社は将来550万人の利用を目指しており、仙台空港周辺地域の更なる発展が期待されている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音 防止等の環境対策に努めてきたところだが、運用時間 24 時間化などの機能拡充及び インバウンド需要の回復がもたらす航空需要の増大による空港の活性化が、空港所在 自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を広範かつ十分に講じることができるよう、令和6年度税制改正後の航空機燃料譲与税に係る譲与基準に加え、さらなる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

大雨等により被災した農業者の経営安定化のための 新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域では、令和4年7月 15 日からの大雨により多くの水田が長い期間 冠水し、作付けしている水稲や大豆などの皆減や収穫量の減少が発生した。近年、大 雨による河川の氾濫や浸水被害が顕著であり、これらの冠水した農地は、自然地形や 河川の排水能力の関係から、大雨等に際しては恒常的に冠水している状況にある。

現在、自然災害等による農作物等の損害への備えとしては、農業共済制度があるが、折しも、令和4年産からは水稲や大豆を対象とした農業共済制度の加入方式が、これまでの一筆方式から、加入者ごとの収穫量を基とする全相殺方式と半相殺方式に見直しされ、一部の水田の冠水が起因して作物が減収となっても、その他の水田が平均的な収穫量であった場合には農業共済金の支払い対象にならないこともある。

また、全ての農作物を対象に、自然災害による収穫量の減少や市場価格の低下など、農業経営の収入減少を補償する農業経営収入保険制度(以下「収入保険制度」という。)もあるが、加入するには青色申告の実績が必要であること、農業共済制度と比較して保険料等が高額になるなどの課題もある。

農業を取り巻く環境としては、「水田活用の直接支払交付金」において、水張りができない農地の対象除外、飼料用米の助成単価の段階的引き下げなど、矢継ぎ早に変わる制度に生産現場は混乱し疲弊している状況にあるが、水田は様々な生物や環境の保全に役立っており、また、河川の治水対策に加えて、田んぼダムなどのように多くの水を貯え洪水を防ぐなど下流域の冠水被害のリスクを低減して、地域に住む人々の暮らしを守り、流域の治水に多大なる貢献をしている。

全国的に大雨などの災害が多発している現状を踏まえるとき、自然災害等を克服して、水田等の農地や農業が持つ多面的な機能を維持し、農業の振興と農家の生産意欲の維持や、国が目指す食料の安全保障のためにも、被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について、特段の措置を講じるよう強く求める。

記

1 恒常的に冠水し被害を受けている農地に対しては、特例として、農業共済制度や 収入保険制度と別枠に、農業共済制度の一筆方式を参考とした新たな保険制度を、 基金などの財源を確保して創設すること。

被災地復興における教育旅行の推進について

東日本大震災から 13 年半が経過し、震災で甚大な被害を受けた沿岸自治体については、国や宮城県からの手厚い財政支援により、復興事業のハード部分は概ね終了しているところであり、現在は被災した方々に寄り添った心の復興事業に傾注しているところである。

このような中、宮城県内への教育旅行宿泊生徒数は、震災前の平成 22 年を下回る状況が続いており、宮城県においては、新しい観光への取組を推進するため「第5期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、教育旅行の誘致等を強化しているほか、自治体においても、震災伝承・防災教育を主軸とした教育旅行の誘致を図るため、石巻圏域2市1町の首長による大手旅行業者へのトップセールス活動や、宮城県市長会として台湾航空会社や旅行会社へ誘客PRを行っているところである。

本県は、日本三景松島の一角を占める「奥松島」を有しており、東松島市においてはSDGsの理念に沿って持続可能な観光地を目指して取り組みを進めた結果、オランダに本部がある国際的な観光地の認証機関、グリーン・デスティネーションズから宮城県初の「世界の持続可能な観光地トップ 100」、スペインに本部がある、国連世界観光機関(UNWTO)から東北地方初の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」にそれぞれ選定されており、これら世界基準の認証は、国から「SDGs未来都市」並びに「第1回脱炭素先行地域」に選定されたことに起因しており、近年海外で関心が高まっているサステナブル・ツーリズムへのPRに対して大変効果的となるものであるが、市や圏域単位でのPRでは認知度向上に限界があり、効果的な広報活動が課題となっている。

令和5年1月からは仙台空港国際線の定期便が再開されており、今後更に海外からの旅行者が増加するものと期待されることから、この契機に被災地での防災教育や、宮城県内にある豊富な観光資源を教育旅行へ取り込み、交流人口拡大や地域活性化を推進することが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 教育旅行を通じて交流人口拡大と観光関連産業の活性化を図るため、国内外の教育機関や旅行代理店などの関係機関に向けて積極的な誘客活動を展開すること。
- 2 教育旅行について国内外へ広くPRするとともに、事前に現地を下見する場合の 視察費用について必要な財政措置を講じること。

物価高騰対策について

円安や不安定な世界情勢を受け、原材料価格上昇、電力・ガス等のエネルギー、 食料品等の高騰が長期化し、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしており、コロ ナ禍での地域経済の低迷から脱し切れていない中において、中小企業の経営、農業経 営などは大きな不安を抱えている状況にある。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 中小企業等への支援について
- (1) 物価高騰等が長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要となる資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、 販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。
- (2) 電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が農林水産業、運輸業などの幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、価格高騰の激変緩和措置の継続や、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
- 2 農畜産業者への支援について
- (1) 農畜産経営における生産費の高騰が経営を圧迫し非常に厳しい状況にあることから、食料自給率の維持と生産意欲の低下及び地域農業の衰退の危機を回避するため、肥料及び飼料並びに生産資材価格高騰に対する農畜産経営の影響緩和に向け、即効性のある対策を早急に措置すること。
- (2) 農業資材や飼料等の価格が高止まりして影響を受けている農業者に対し、事業継続のため、肥料価格高騰対策事業や飼料価格高騰緊急対策事業、配合飼料価格安定制度等の支援が、現状も踏まえた形で今後も継続されるように講じること。また、国内で生産可能な子実用とうもろこしの栽培拡大による国内飼料の確保と耕畜連携をさらに推進するため、子実用とうもろこしにおける栽培支援の拡大と機械・施設整備に向けた支援の拡充を行うこと。
- 3 公共交通等への支援について

利用者数が依然としてコロナ禍前まで回復していないバスやタクシー、地下鉄、離島航路などの地域公共交通事業者に対して、地域住民の生活の足を守るため安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

- 4 自治体への財政措置について
- (1) 施設の利用低迷等が続いており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入 や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治 体への財政支援措置を講じること。
- (2) 原油価格・物価高騰により市民生活等に様々な影響が生じており、今後も状況に応じた生活者・事業者支援等が必要不可欠であることから、自治体に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるなど、柔軟かつ弾力的な運用を図ること。
- 5 国民への支援について 物価高騰や円安基調などが長期化している中、物価上昇を上回る賃上げには程

遠く、国民生活は大変厳しい状況が続いている。国は、中小企業や各種事業者等、様々な業種へ補助を行っているほか、家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対しても給付金の支給を行うなど、社会経済や国民生活への負担軽減策を講じている。また、令和6年6月からは1年の期間限定で、完全なデフレ脱却に向けた経済対策として定額減税を実施しているが、年間一人当たり4万円が可処分所得を下支えするとは言い難く、また物価上昇を上回る所得増加の見通しも不透明であることから、賃金と物価の好循環が国民生活へ浸透するまでの家計支援対策として、国民全世帯に対して給付金を支給し迅速かつ的確な生活支援を講じること。

県内基幹交通網の整備について

東日本大震災においては、東北を南北で結ぶ東北縦貫自動車道やJR東北本線・新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として国道4号が大きな役割を果たした。

また、太平洋側の港湾施設、道路網、鉄道網が寸断された際には、日本海側からの物資輸送ルートとして東西交通軸が「いのちをつなぐ道」として非常に重要な役割を果たしている。道路法の改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路制度が創設され、平成31年4月に1次指定がなされたことに、更なる物流生産性の向上が期待されている。

しかし、国道 108 号古川東バイパスの整備は進められているものの、国道 4 号については宮城県内においていまだ片側 1 車線区間が部分的に残っており、新たな企業進出等による交通量の増加に伴う慢性的な渋滞はもとより、冬季期間にあっては降雪等に起因する東北縦貫自動車道のたび重なる通行止めによる渋滞が生じ、円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害要因となっている。

さらに、国道 47 号においても山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、また石巻市と新庄市を結ぶ石巻新庄道路は「新庄酒田道路」と接続することにより、広域的な地域連携の強化が図られ、災害発生時には、迅速な復旧、復興に資する救援活動や物流面でまさに「命の道」となることが期待されるが、いまだ計画路線の指定に至っていない。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 国道 4 号の宮城県内における 4 車線拡幅の未事業区間(白石市斎川〜大平森合地区・大崎市古川荒谷〜栗原市高清水豊田地区)についての早期の事業化及び事業区間(大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業)の早期供用を図ること。
- 2 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道 108 号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- 3 産業と観光振興を支援する「国道 108 号石巻河南道路」の早期整備を図ること。
- 4 「国道 108 号石巻河南道路」における東松島市赤井地区のランプについては石巻 方面のみへの乗入計画となっているが、女川原子力発電所事故等の有事の際、避 難道路として大崎方面への経路確保が最も重要となるため、大崎方面への乗口と 大崎方面からの出口となるよう設置すること。
- 5 緊急輸送道路である国道 47 号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安 心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形 県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道 47 号県境部道路改良整備(バイパス化)」の早期実現を図ること。

- 6 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネット ワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域 発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格 道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 7 道路行政全体の施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成 30 年度に事業着手したところであり、 一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、I期区間とⅢ期区間を繋ぐV期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸沿岸道路との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にV期区間(北方バイパス区間)の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時、また近年の激甚化・頻発化する災害における洪水発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県 北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や 産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害など有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、V期区間(北方バイパス区間)の高盛土による整備について早期事業化を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部 道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する 高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC~富谷 JCT 区間」の整備促進、及び令和6年3月に事業許可を受けた富谷ジャンクションのジャンクションフル化について整備促進すること。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道4号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する一般広域道路を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輌の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第 19 号では江尻字谷津前地内の約 1,800m区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 江尻字谷津前地内、約1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

宮城県横断自動車道の整備促進について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす重要な施設であるが、東日本大震災の際は、津波により長期にわたって使用不能となり、当時、仙台空港の機能を山形空港が補完することで、宮城県内への人的・物的支援が図られた経緯がある。

このようなことから、大規模災害等で日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、同様の役割を果たすことが想定され、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備は、日本海側との地域間連携を図る上で不可欠であると考える。

また、近年は、地域経済の発展に向け、インバウンドの促進や地場産品等の海外輸出がますます重要となっており、そのような意味からも、平成 28 年に国管理空港として全国初の民営化を実現した仙台空港が有するポテンシャルを十分に発揮し、その効果を、日本海側の地域を含め、東北全域に波及させることが期待されている。

よって、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現するよう、要望する。

特に、最近では、令和3年7月に山形県が策定した「新広域道路交通計画」において、宮城県横断自動車道の延長線上にある山形自動車道「月山IC」と「湯殿山IC」間の未開通区間が新たに「構想路線」に位置付けられるなどの動きもあり、これが実現すると、仙台空港が日本海沿岸までダイレクトでつながることで、多大なる経済効果が見込まれることから、これらの動きも踏まえ、取組が促進されるよう、要望する。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年4月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、三陸沿岸道路の全線開通により、物流の効率化や交流圏域の拡大、救急医療や防災機能の拡充等が図られているが、三陸沿岸道路のさらなる機能強化と、接続する道路網の整備・強化は産業振興にとどまらず、防災・減災の面からも有効であり、地域住民に安心を与え、地域の発展に繋がるものである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 三陸沿岸道路の更なる機能強化を図ること。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道は市民の生活に必要不可欠なライフラインであることや、近年では、気候変動により災害が激甚化・頻発化していることから、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

一方で、老朽化した水道管の計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。

水道施設(浄水場等)の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けられているが、老朽化した水道管路緊急改善事業を活用した国庫補助については、対象を基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。特に需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的に困難な状況にある。

よって、水道水の安定供給を維持するため、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政支援の拡充を行うよう要望する。

流域治水事業等の推進について

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などでは、全国各地で水災害が激甚化・ 頻発化しており、2040年頃には、気候変動の影響により全国平均で降雨量が1.1倍、 洪水発生頻度が2倍になると、国は試算している。

河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となる。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっている場合があり、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にある。

こうした状況を受けて、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流 や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを掲げ、国、流域自治体、企業、住 民などの関係者が協働して取り組むため「流域治水関連法」が成立した。

よって、「流域治水関連法」の趣旨に基づく対策推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握すること を求めるとともに、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、 本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。
- 2 上記1及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。

津波浸水想定の対策について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波 浸水想定の設定を公表し、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが 明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

庁舎の老朽化に伴い、現地での建て替えを想定して、複数年にわたる検討や準備を進めてきた県内のある自治体では、宮城県が公表した津波浸水想定の区域に現地が含まれたことから、検討を白紙に戻し移転先となり得る土地の調査や検討を実施したものの、狭隘な市域のため、利便性等を踏まえ総合的に検討し、津波浸水想定区域内の用地を候補地として選定した状況にある。

このことから、庁舎建設にあたっては、津波浸水想定区域内に対策を講じて建設する必要があり、現地も含めた候補地の選定に時間を要している。また、今後住民や議会への説明や議論に時間を要することが想定される。更に、老朽化に伴う多くの公共施設の補修や修繕に伴う支出が大きく見込まれているため、昨今のエネルギー価格・物価高騰も相まって庁舎建設の事業費が増大することで、財政状況が厳しくなることから、度重なるシミュレーションによる慎重な検討が必要になっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に 推進できるよう、令和7年度までの期限である財政上有利な起債制度の緊急防 災・減災事業債の期限延長について、特段の措置を講じること。
- 2 エネルギー価格・物価高騰に対応した緊急防災・減災事業債制度の拡充について、 特段の措置を講じること。

雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について

近時、日本各地で甚大な災害をもたらす台風や大雨が増えており、市民の生命、 身体及び財産を守るため、雨水排水対策は重要かつ不可欠となっているが、そのため の雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要している。

これに加えて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下により雨水の自然排水が困難となった地域では、強制排水を可能とする雨水排水施設の増強が必要となり、以前に増して雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要することとなった。

よって、地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう特別な財政支援を講じるよう要望する。

記

1 地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう、近時の異常気象、地理的条件、自然的条件、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下の影響等、個々の具体的な実態を踏まえた特別な財政支援制度を創設すること。

生活基盤施設耐震化等交付金にかかる補助制度の拡充等について

生活基盤施設耐震化等交付金制度は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の 取組や水道事業の広域化の取組を支援し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善 に寄与することを目的とした制度である。

現在の水道事業においては、浄水場や送・配水管等水道施設の多くが耐用年数を 超過している状況にあり、さらには近年、地震等の自然災害も頻発しており、令和 6年1月に発生した能登半島地震の被災地では、水道施設の壊滅的な被害が住民生 活の再建に大きな影響を及ぼしていることから、水道施設の更新、耐震化は喫緊の 最重要課題となっている。

しかしながら、水道事業の根幹を成す料金収入は、節水機器の普及や人口減少などの影響から年々減少しており、施設更新等にかかる財源の確保が厳しい状況の中にあって、本制度はライフラインの安定性確保に有効な制度と捉えている。

本県では、広域化と合わせた施設耐震化に向けた取組みとして他事業体と共同浄水場等の整備を進めており、本制度の活用を予定しているが、現行制度の中では「基幹水道構造物の耐震化事業」しか該当せず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る水準に設定されている上、交付率も4分の1となっており、多大な財政負担を賄うためには、住民負担の大幅な増を視野に入れた事業計画とならざるを得ない状況にある。

よって、同様の課題を抱える地方公共団体において、生活基盤施設耐震化等交付金制度をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象 事業費に変更すること。
- 2 「水道施設再編推進事業」の採択基準にある「3施設以上の廃止に伴う統合」 の項目については、再編促進のために「1施設ないしは2施設以上の廃止に伴う 統合」とする等、事業体の規模に応じた段階的な基準となるよう緩和すること。
- 3 「水道施設共同化事業」の採択基準にある「3事業体以上で事業統合又は経営 の一本化を2事業体以上で実施」の項目については、広域化及び共同化の促進に 繋がるよう要件を緩和すること。
- 4 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へと変更すること。
- 5 当該交付金制度の拡充策として、現行の補助率を引き上げること。

ローカル線の利用促進に向けた支援について

地方ローカル線は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、移動手段の確保、地球環境問題への対応、まちづくりと連動した地域経済の自立・活性化等の観点から、その活性化が求められている重要な社会インフラである。

しかしながら、ローカル線を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展等に伴って極めて厳しい状況が続いている。

このような中、持続可能な交通体系について建設的な議論を行うため、JR東日本は令和4年7月28日、ローカル線の平均通過人員が令和元年度実績において1日当たり2,000人未満の線区を対象とし、35路線66区間の経営情報を開示した。直近では令和5年11月21日に同じ線区を対象とした令和4年度の経営情報を開示しており、県内においては、4路線5区間が該当している。

該当の路線や線区を抱える各自治体においては、開示されたローカル線の実態を踏まえ、協議会や関係自治体による協議が行われるようになり、国や県の関係機関の積極的な動き出しも見えてきたが、県内の自治体及び路線の跨る隣県の自治体も含め、県内ローカル線の全てが赤字路線である現状に、危機感を持ち連携した取り組みを加速させなければ、今後のローカル線の未来はない。

令和5年10月1日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、改正項目の一つとして「ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充」があり、地方公共団体または鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになった。今後、利用が低迷するローカル線の存廃を巡り、原則3年の協議期間の中で議論し結論を出すことが求められている。

よって、ローカル線存続のため次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 想定される県や鉄道事業者などの関係機関と協議・検討するに当たり、人口減 少時代における地域公共交通の維持・確保を図りながら、交流人口の拡大につな がる取り組みを進めること。

併せて、鉄道事業者に働きかけながら、ローカル線を利用した鉄旅の魅力向上 につながる企画イベント等を沿線自治体と連携し展開すること。

- 2 存廃の議論を重ね合意された内容の実現に向けた財政支援を講じること。また、 すでに存廃の議論を終え、ローカル線を存続させることで合意形成された先進地 においては、地元住民の並々ならぬ思いと自主的な活動が展開されているため、 沿線自治体の住民活動の支援策を講じること。
- 3 ローカル線は、生活路線、観光路線として地域を支える公共交通の基軸であるため、公共交通の再構築検討の名のもとに安易に鉄路を途切れさせることにならないよう取り組むこと。

防災・減災、国土強靱化のための対策に必要な財源の確実な措置及び 下水道施設の改築への国費負担の継続について

我が国では、近年、大規模な自然災害が頻発し、各地においても地震や津波、大雨による人的・物的被害やインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。

こうした中、国においては令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、令和3年度から7年度までの5年間で概ね15兆円程度という事業規模で重点的・集中的に対策を講じており、令和5年6月には現行の加速化対策期間後も継続的かつ安定的に取組を進めることを目的とした国土強靱化実施中期計画の策定の法定化を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立したが、今後も各地で大規模災害の危険が切迫している中、各自治体においても重要インフラの機能強化や維持を図り、国土強靱化をより一層推進するためには現行の加速化対策以上の財源が必要である。

また、東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための事業を対象とした「緊急防災・減災事業債」は、災害対応に必要な消防車両や耐震性防火水槽、消防団施設の整備等、全国の自治体における震災後の防災・減災対策の充実強化に対して大きな推進力となっているところであるが、当該財政措置は加速化対策期間を踏まえて令和7年度までとされており、地方財政が切迫している状況において、自治体の自主財源で計画的な防災・減災対策を継続していくには限界がある。

さらに、近年の自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難である。

加えて、平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道施設の改築は原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべきであり、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化する、との方針が示されたが、下水道事業は公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業である。これまで各下水道事業者においては様々な経営努力を重ねてきたが、現行の国庫補助制度を前提として運営しており、下水道施設の改築への国費負担が無くなった場合、施設の改築が滞り、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 大規模な自然災害に備え、国土強靱化を継続的かつ加速的に推進するため、現行 の加速化対策期間満了後も、現状以上の事業規模の財源を確実に措置すること。
- 2 令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債の期限を延長するとともに、 恒久化について検討を進めること。
- 3 自然災害に備えて、所有者自らが行う事前対策工事のための支援制度については、 補助率の引上げなど財政措置の更なる拡充を図るとともに、自然災害により被害 を受けた個々の宅地について、所有者自らが行う応急対策工事のための支援制度 を構築すること。
- 4 安定的に公衆衛生を確保し、また、公共用水域の水質を保全することで市民生活や社会経済活動を守るため、下水道施設の改築に対する国費負担を継続すること。

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う 道路管理者の対応に係る財政支援について

道路交通法施行令の一部を改正する政令等(以下「改正令」という。)が令和6年7月26日に公布され、自動車の最高速度に関する改正については、令和8年9月1日から施行されることとなった。

現在は、道路交通法施行令により、高速自動車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、原則時速 60km (速度規制標識が設置されている場合には規制速度が最高速度) とされているところ、改正令の施行に伴い、交通実態に合わせ、より安全な道路交通環境を確保するため、全国の生活道路全てに時速 30km の速度規制を実施することとされた。

今回の改正令の施行に伴い、一般道路のうち速度規制がかかっておらず車道中央線等がない区間(幅 5.5 m未満の道路)について、車の最高速度(法定速度)を時速30km と定めることとなり、これは住民が徒歩や自転車での利用頻度が高く、または学校が近接する生活道路の安全を確保することが目的である。

一方で、標識で最高速度を示す「指定速度」による制限のない一般道路が多いのが現状であり、現在は時速 60km で走行することができる路線が多数存在する。

改正令の施行後は、車道中央線等が設置されていない道路の法定速度が時速 30km とされるため、経済効率等の観点から交通量の確保が重視される路線については、道 路管理者として、「車道中央線」や「車道外側線」の道路標示が必要となる。

「車道中央線」や「車道外側線」の道路標示については、道路管理者による適切な維持管理が重要であるが、道路交通法施行令の一部を改正する政令等が施行されるまでの期間において、再点検を行い、道路標示の見直しを行うために要する費用が多額になることが想定される。

よって、道路交通法施行令の一部を改正する政令等が施行されることに伴い、必要となる道路標示の見直しに要する費用について、特段の財政措置を講じるよう要望する。

宮城県市長会名簿

職名	氏 名	役職
気仙沼市長	菅 原 茂	会 長
富谷市長	若 生 裕 俊	副会長
名取市長	山田司郎	副会長
登米市長	熊谷盛廣	副会長
東松島市長	渥 美 巖	監事
岩沼市長	佐 藤 淳 一	監事
仙台市長	郡和子	顧問
大崎市長	伊藤康志	顧問
石巻市長	齋 藤 正 美	
塩竈市長	佐 藤 光 樹	
白石市長	山田裕一	
角田市長	黑 須 貫	
多賀城市長	深谷晃祐	
栗原市長	佐藤智	